

## 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

### 重大な事故につながるおそれも！

### 長期使用の石油ファンヒーター

20年以上前に製造された石油ファンヒーターを使用している。石油が残った状態でカートリッジ式のタンクに給油しようと、タンクを持ち上げたら、**石油が漏れた**。危ないのでメーカーに苦情を申し出たら「**機器が古いため、フィルター周辺部品の劣化の可能性**がある。そのフィルターはもう製造していない」と言われた。古い製品だが、使用を続けたいと思っている。

(70歳代 男性)

### 【異常を感じたら使用中止！】

- 💀 石油ファンヒーターは、長く使用しているうちに、熱や湿気、ほこりなどの影響で部品が劣化して発煙・発火し、場合によっては火災などの重大な事故につながる可能性があります。
- 💀 業界団体等では、石油ファンヒーターの点検・取替の目安を8年としていますが、たとえ年数が経っていなくても、機器に異常を感じたら、ただちに使用を中止してメーカーや販売店に点検・修理を依頼してください。
- 💀 石油ファンヒーターを含む「石油ストーブ」は、消費生活用製品安全法の特定製品として指定されており、国により安全基準が定められています。
- 💀 安全のためには製品の買い替えも検討しましょう。

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

### ～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 026-224-5777  
(消費者ホットライン 188)

### 【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課  
消費生活センター  
〒380-0835  
長野市大字南長野新田町 1485-1  
長野市もんぜんぷら座4階  
電話 026-224-5777  
FAX 026-223-1818